

地域集会所設置費補助金概要

- ・住民自治組織(町内会、自治会等)が、集会所を設置する場合などに補助を行います。
- ・冷暖房設備等の設置に係る補助金は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して冷暖房設備(ダクトを使用する大型のもの)は15年間、それ以外の冷暖房用機器は10年間を経過するまでは補助の対象としません。
- ・公共下水道への接続工事に係る補助金は、1集会所につき1回限り。
- ・その他の補助金の交付を受けた集会所は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間を経過するまでは補助の対象としません。

補助区分	補助内容	補助限度額
新築・増築・改築	基準工事費または工事实費のうち、いずれか低い額で、補助対象経費の50%	800万円
建物取得	建物取得実費、基準工事費又は現在価格のうち、いずれか低い額で、補助対象経費の50%	
大 修 繕	補助対象となる工事費から20万円を差し引いた額の50%	
冷暖房設備等の設置	補助対象経費の50%	100万円
公共下水道への接続工事	補助対象経費の50% ※1回のみ(既存施設への接続の場合)	50万円

※補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

※基準工事費・木造	189,000円/m ² (坪624,792円)
軽量鉄骨プレハブ等	201,000円/m ² (坪664,461円)
鉄骨造(軽量鉄骨プレハブ等を除く)、鉄筋コンクリート(RC)、鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)	221,000円/m ² (坪730,557円)
解体	13,600円/m ² (坪44,958円)

※補助対象外 門・塀・庭・側溝・駐車場・駐輪場などの外構工事、カーテン、テレビや放送設備などの備品、用地取得費など。

※お願い 補助金は予算の範囲内で行っています。補助金の交付に当たっては、予算を確保する必要がありますので、構想や計画の段階から、できる限り早めにお問い合わせください。

【問い合わせ先】 倉敷市 市民活動推進課 TEL426-3107 FAX434-3491 (本庁舎西側分室1階)
E-mail collabo@city.kurashiki.okayama.jp